

就学援助制度について

福井市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒に対し、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

この援助を受けることができる世帯は、原則として福井市に住所を有し福井市の小中学校に在学する児童生徒の世帯で、経済的に困窮している場合（生活保護に準ずる程度）や、最近生活状況が著しく困窮になったなど、特別な事情があると認められる世帯が対象となります。

就学援助の内容（一部）

費目	内容
学用品費	定額
新入学児童生徒学用品費	定額
校外活動費	限度額あり
修学旅行費	対象費目に制限及び限度額あり
学校給食費	年度末に精算あり
PTA 会費	限度額あり

就学援助の申請・認定について

就学援助の認定は、世帯全体の合計所得を基本とし、申請世帯の生活状況等を参考に福井市が審査を行い、認定・非認定の判断を行います。審査結果の通知は、市民税額が確定する **6月下旬以降**になります。

就学援助を希望する場合は、担任または事務職員までお申し出ください。必要書類をお渡しします。（ただし認定・非認定の結果については、あくまで福井市が審査・判断を行いますので、学校の方ではお答えいたしかねます。ご了承ください）

就学援助制度については、福井市のホームページでも詳細をご確認いただけます。「[各種事務手続き](#)」のページにリンクがございますので、そちらからご覧ください。

